

刑 組 甲 達 第 7 号  
平成 2 1 年 4 月 1 0 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の  
施行等について

(概要)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 3 条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 3 6 条では立入検査の要件等を定めているが、この要件を類型化、明確化すること等を内容とする暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成 2 1 年国家公安委員会規則第 1 号）が公布され施行されたことに伴い、改正の趣旨、内容、立入検査等の実施方針及び留意事項を定めたものである。